

平成29年12月15日宣告

平成26年(わ)第1284号, 平成27年(わ)第231号, 第918号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反, 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告人事件

主 文

被告人を懲役30年に処する。

未決勾留日数中800日をもその刑に算入する。

理 由

※ 人名については, 特記がある場合を除き再出時以降は本名の姓のみで表記する。また, 肩書きは, いずれも当時のものである。

※ 共犯者として認定した者並びにW1及びX1は, いずれも分離前の相被告人である。

(罪となるべき事実)

被告人は, 指定暴力団(平成24年12月27日以降は特定危険指定暴力団)五代目甲會(以下, その前身となる暴力団組織を含め, 「甲會」という。)五代目乙組(以下, 同様に「乙組」という。)の組員(甲會専務理事兼乙組組長付, 第3の犯行当時は以上と兼ねて乙組若頭補佐)であったが,

第1(以下「元警察官事件」という。) A1(甲會総裁), B1(甲會会長), C1(甲會理事長兼乙組組長), D1(甲會乙組若頭), E1(甲會乙組若頭補佐), F1(甲會乙組筆頭若頭補佐), G1(甲會乙組組員), H1(同), I1(同)及びJ1(同)と共謀の上, 組織により, 元福岡県警察警察官K1に対し, ことによれば同人が死亡することになるかもしれないことを認識しつつあえて同人の身体に危害を加えることを企て, 甲會の活動として, A1の指揮命令に基づき, あらかじめ定められた任務分担に従って, いずれも法定の除外事由が

ないのに、

- 1 平成24年4月19日午前7時6分頃、不特定若しくは多数の者の用に供される場所である北九州市a区b・c丁目d番e号付近路上において、被告人が、K1（当時61歳）に対し、前記のと通りの殺意をもって、所携の自動装てん式けん銃（福岡地方検察庁平成28年領第67号符号1）で、K1の身体を目掛けて弾丸2発を発射し、同人の左腰部及び左大腿部に1発ずつ命中させ、もって団体の活動として組織により人を殺害しようとしたが、同人に約1か月の入院及び通院加療を要する左股関節内異物残留、左大腿部銃創の傷害を負わせたにとどまり、殺害には至らず、引き続いて、同所において、所携の前記けん銃で、地面に向けて弾丸1発を発射した。
- 2 前記1記載の日時場所において、前記1記載のけん銃1丁を、これに適合するけん銃実包3発と共に携帯して所持した。

第2（以下「看護師事件」という。） A1（甲會総裁）、B1（甲會会長）、C1（甲會理事長兼乙組組長）、L1（甲會理事長補佐兼丙組組長）、D1（甲會上席専務理事兼乙組若頭）、F1（甲會専務理事兼乙組風紀委員長）、E1（甲會専務理事兼乙組筆頭若頭補佐）、M1（甲會専務理事兼乙組若頭補佐）、N1（甲會専務理事兼乙組組織委員）、O1（同）及びP1（甲會常任理事兼乙組若中）と共謀の上、組織により、Q1に対し、ことによれば同人が死亡することになるかもしれないことを認識しつつあえて同人の身体に危害を加えることを企て、甲會の活動として、A1の指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って、平成25年1月28日午後7時4分頃、福岡市f区g・h番i号のj北側歩道上において、M1が、Q1（当時45歳）に対し、前記のと通りの殺意をもって、所携の刃物で、その左側頭頸部等を目掛けて数回突き刺すなどし、もって団体の活動として組織により人を殺害しようとしたが、Q1に約3週間の入院及び通院による加療を要する左眉毛上部挫創、顔面神経損傷、右前腕部

挫創及び左臀部挫創の傷害を負わせたにとどまり、殺害には至らなかった。

第3（以下「歯科医師事件」という。） 北九州市内及びその周辺を主たる縄張とする甲會の不正権益を維持・拡大する目的を有していたA1（甲會総裁）及びB1（甲會会長）のほか、C1（甲會理事長兼乙組組長）、E1（甲會専務理事兼乙組本部長）、N1（甲會専務理事兼乙組若頭補佐）及びH1（甲會理事兼乙組若中）とも共謀の上、組織により、R1に対し、ことによれば同人が死亡することになるかもしれないことを認識しつつあえて同人の身体に危害を加えることを企て、甲會の活動として、A1の指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って、平成26年5月26日午前8時28分頃、北九州市k区l・m丁目n番所在のo駐車場において、被告人が、R1（当時29歳）に対し、前記のと通りの殺意をもって、所携の刃物で、その胸部、腹部、背部、大腿部等を目掛けて多数回突き刺すなどし、もって団体の活動として組織により人を殺害しようとしたが、R1に入院加療約14日間及び外来加療約3か月間を要する左大腿部刺創、腹部刺創、胸壁刺創及び背部刺創の傷害を負わせたにとどまり、殺害には至らなかった。

（証拠の標目）（記載省略）

（事実認定の補足説明）

弁護人らは、各犯行に被告人が関与していることは認めつつも、いずれの犯行についても実行犯には殺意がなく、かつ団体の活動として組織によりなされたものではないと主張するほか、一部の共犯者について共謀関係にあったことを争っている。そこで、以下、全ての犯行に関連する前提事実を認定した後、各犯行ごとに、罪となるべき事実を認定した理由について補足して説明する。

第1 前提事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

1 甲會について

甲會は、北九州市内に本拠を置き、同市及びその周辺地域を独自の縄張であると主張する暴力団組織である。

甲會は、昭和21年頃、「甲組」として結成され、北九州地区最大の暴力団組織となったが、その後分裂や抗争を経て、昭和62年に「甲連合丁一家」として再結成された。以降、代替わりしながら組織は存続し、平成11年には「三代目甲會」を名乗り、平成23年7月には、総裁をA1、会長をB1、理事長をC1とする「五代目甲會」が発足して、本件各犯行に至っている（平成27年12月時点の構成員及び準構成員は800人余りである。）。

その組織構成は、最上位が総裁、それに次ぐのが会長とされ、「五代目甲會」発足以降、本件各犯行時に至るまで、一貫して、A1が総裁、B1が会長の地位にあった。また、その下に、会長代行、理事長、最高顧問、総本部長、幹事長、組織委員長、風紀委員長、懲罰委員長、渉外委員長、総務委員長、慶弔委員長、事務局長、理事長補佐等の役職が設けられている（最高顧問を除く会長代行以下理事長補佐までを「執行部」と称している。）。甲會構成員は、この序列を前提として下位者は上位者の指示・命令に従うべきものとされ、その統制は厳格なものであった。

平成4年6月、甲會（当時は「二代目甲連合丁一家」）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、福岡県公安委員会から指定暴力団として指定され、平成24年12月には特定危険指定暴力団にも指定された。また、元警察官事件が発生するまでに、甲會が起こしたとされる殺人（未遂）事件について多数の報道がされている。

2 乙組について

乙組は、甲會傘下の二次団体（暴力団）の一つである。昭和44年に「乙組」として結成されたことから始まり、平成23年6月にはC1が組長、D1が若頭とし

て「五代目乙組」が発足した。乙組内の序列は、最上位である組長の下に、執行部として若頭、本部長、幹事長、組織委員長、風紀委員長、筆頭若頭補佐が続き、執行部の下には、若頭補佐、組長秘書、組長付などが役付とされていた。

3 被告人と甲會との関係について

被告人は、平成15年頃、甲會（当時は「四代目甲會」）乙組戊組の組員となり、平成23年6月頃乙組に移籍した。元警察官事件及び看護師事件当時の肩書きは乙組組長付、歯科医師事件当時はそれに加えて乙組若頭補佐も兼ねていた。さらに、全ての事件当時を通じて、甲會専務理事の地位にもあった。

第2 元警察官事件

1 争点

弁護人らは、被告人がK1に対してけん銃を発射するなどの実行行為をしたことは争わないものの、①被告人には殺意がなく、②甲會の活動として組織によりなされたものでもないと主張し、さらに、③共犯者とされている者ら（特に、A1、B1、C1、F1、G1、J1）との間の共謀についても争っている。

2 認定事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) K1と甲會の関係等について

K1は、×××警察の警察官として、昭和53年頃から一貫して暴力団捜査を専門とする部署に所属し、主として甲會の事件捜査に携わり、平成23年3月に退職した。その中で、昭和60年頃からはA1と、平成元年頃からはB1とも面識を有するようになったほか、S1（平成23年7月以降甲會最高顧問になった者）とも接点を持ち、警察内部でも甲會上層部と話ができる数少ない捜査員のひとりであった。しかし、平成21年4月頃、K1は、甲會に関する情報収集のため甲會を破門されていたT1と会った際、T1に対し、A1が約20億円の現金を私的に貯め

ていることやA 1の命が他の暴力団組織から狙われていることなどを話したところ、その音声の録音媒体がB 1の手に渡った。そして、同月22日、K 1が甲會の動向視察中にA 1とゴルフ場で顔を合わせた際、A 1はK 1に対し、怒った様子で、「あんた、俺に先輩のような物言いをしよるな。」「T 1と会うとるな。」などと告げた（なお、検察官は、このときA 1がK 1に対して「最後になって悪いもん残したな。」と告げたと主張し、証人として出廷したK 1及びU 1（警察官）もそれに沿う供述をしているが、同日のA 1の言動について上司に報告するためにK 1及びU 1が作成した捜査報告書にはその旨の記載がなく、両名の供述によってもその点に関する記載が省かれたことについて合理的な理由が見出せないことから、この点についての両名の供述の信用性には疑問がある。よって、検察官主張の上記事実を認定することはできない。）。

(2) 本件犯行前日までの経過について

平成24年3月末頃以降、D 1（乙組若頭）はK 1の行動確認を開始し、G 1（乙組組員）及びJ 1（同）にも、同年4月上旬頃にE 1（乙組若頭補佐）を介してK 1の容貌を覚えさせるなどして、K 1の自宅の人の出入りやその最寄り駅でのK 1の行動等を確認するよう指示した。D 1は、G 1に、K 1が自宅最寄り駅を通過する時刻等を報告させ、おおむね午前7時頃に到着することを把握し、自らも、K 1方付近で、出勤のため同人が同駅に向かう様子を複数回確認した。

また、D 1は、同月上旬ころ、被告人（乙組組長付）に対して「仕事がある。」などと告げ、同月17日頃には、E 1が運転する車にD 1と被告人が同乗し、北九州市a区内のホテル（以下「本件ホテル」という。）付近から北九州市a区b・c丁目d番e号付近（後に本件犯行が実行された場所。以下、本件犯行に関して「犯行現場」というときはこの場所を指す。）まで行った。その際、D 1は、移動中の車内で、被告人に対し、前記の「仕事」とは犯行現場で人を銃撃するというものであることを告げた上、犯行時は他の組員が用意した原動機付自転車を使って標的に接近し実行することを指示し、原動機付自転車の隠匿場所や犯行後の逃走経路等

について説明した。さらに翌18日頃、D1は、被告人に対し、明日銃撃を執行することと銃撃の標的がK1という元警察官であることを伝えると共に、犯行前後の行動について指示した。その内容は、H1が運転する車で、原動機付自転車の隠匿場所である北九州市a区内にあるpの駐車場(以下「本件歯科駐車場」という。)へ向かい、隠匿されている原動機付自転車で指定した待機場所へ行き、携帯電話への着信を合図に同車で犯行現場へ行ってK1を銃撃し、けん銃を投棄した後、H1が待機している本件ホテル付近に向かうこと、当日使用する着衣等はH1運転車両に用意してあり、それらは銃撃後は同車に置いていくことなどであった。その上で、D1は、被告人に対し、自動装てん式けん銃(タンホグリオGT27型という名称のイタリア製真正けん銃で、25口径のもの。以下「本件けん銃」という。)及びそれに適合する実包が入ったポーチと携帯電話を渡した。

他方、D1は、同日頃、H1(乙組組員)に対し、犯行当日の朝に北九州市a区内の住宅街で被告人を自動車に乗せて本件歯科駐車場まで送り、その後は本件ホテル付近で待機すること、その後原動機付自転車に乗って来る被告人と合流し、被告人を当初乗せた場所まで送り届け、被告人が前記自動車内に残した荷物はF1が取りに来るため庚組の事務所にいるV1に渡すよう指示し、被告人が乗った原動機付自転車は別の人間が乗っていく旨を告げた(その際、E1もその場にいた。)。また、D1は、I1(乙組組員)に対しても、本件ホテル付近で被告人から原動機付自転車とヘルメットを受け取り、原動機付自転車は北九州市a区内の水路に投棄し、ヘルメットはI1の居室付近に隠匿するよう指示し、原動機付自転車の投棄場所にはG1が迎えに来る旨を告げ(水路での指示説明には少なくともE1、G1が伴っていた。)、G1に対しては、犯行当日はK1が自宅付近の通勤路を通過したことを確認した後直ちに指定した携帯電話に架電すること、原動機付自転車の投棄場所までI1を迎えに行くことを指示し、F1(乙組筆頭若頭補佐)に対しても、庚組の事務所に届けられる荷物やI1が隠匿したヘルメットを跡形もなく処分することを指示した。

翌19日午前零時頃、G1は、D1の指示を受け、H1と共に原動機付自転車1台を盗み、I1も協力してこれを本件歯科駐車場に隠匿した。

(3) 犯行当日の経過について

平成24年4月19日朝、被告人は、自動車で迎えに来たH1と合流し、同車内に用意されていた衣服等に替えた上、同車に乗って本件歯科駐車場へ行き、隠匿されていた原動機付自転車に乗り換え、D1から指示された場所で待機した。一方、G1は、K1が通勤経路を通過するのを確認し、自己の携帯電話から、被告人がD1から渡されていた携帯電話に合図の電話を掛けた。被告人はその着信を受け、犯行現場に向かい出発した。

同日午前7時6分頃、K1は、徒歩で犯行現場に差し掛かり、被告人もK1の対向方向から犯行現場付近に到着した。被告人は、自分の方に向かい歩いてくるK1の姿を認めると、原動機付自転車を減速させながら近づき、K1の左横付近でブレーキをかけ、K1まで約1.2mの位置で停止した。そして、K1の方に向かって上半身を左方向に約90度ひねり、ポケットから本件けん銃を取り出して両手で構え、K1の左大腿部付近を狙い、続けて2度その引き金を引き、銃弾2発を発射させ、それらの銃弾は同人の左腰部と左大腿部に1発ずつ命中した。被告人は、K1が命中した箇所を手で押さえる様子を確認すると、数m前方へ進んだ後、地面に向けて銃弾を1発発射し、原動機付自転車を急加速させて逃走した（なお、検察官は、被告人が立ち会った犯行状況の再現を根拠として、被告人がK1を銃撃した際の両者の距離は約2.8mであると主張する。しかし、上記再現は、犯行から約3年後、犯行現場とは異なる場所で行われており、その正確性には疑問がある。これに対し、K1が立ち会った被害状況の再現は、その記憶が鮮明であったと考えられる犯行の約1か月後に犯行現場で行われたもので信用でき、これによれば、犯行時の両者の距離は約1.2mであったと認められる。）。

被告人がK1に向けて撃った2発の銃弾のうち、左腰部に命中した1発は、やや下向きに体内に入って左大腿骨の大転子に当たり、跳ね返って体外に排出された。

左大腿部に命中した1発は、やや下向きに体内に入って左大腿骨の背中側部分に残った。これにより、K1は、約1か月の入院及び通院加療を要する左股関節内異物残留、左大腿部銃創の傷害を負った。

(4) 犯行後の経過について

被告人は、本件犯行を実行した後、本件けん銃を北九州市a区内の河川に投棄し、本件ホテル付近で待機していたH1及びI1と合流し、原動機付自転車とヘルメットをI1に渡し、H1が運転する車に乗り、帰宅した。

I1は、原動機付自転車を指定された水路に投棄し、G1運転の車で己組の事務所に赴きヘルメットを置いた。ヘルメットは、その後、G1がF1に渡した。H1は、被告人が犯行に使用した着衣等が入った荷物を庚組の事務所でV1に渡した。F1は、V1と共にこの荷物とG1から受け取ったヘルメットを燃やして処分した。

平成24年4月末頃、D1は、乙組の本部事務所で、被告人に対し、茶封筒に入った新券の1万円札50枚を手渡した。

(5) 本件けん銃の性能等について

本件犯行後、福岡県警察科学捜査研究所において本件けん銃を分解し、錆などを除去して再度組み立てた上で4回試射を行った結果、単位断面積当たりの活力の平均値は279ジュール(J)毎 cm^2 であった。また、警察官が本件けん銃を2回試射したところ、弾丸は厚さ約0.4cmのベニヤ板十五、六枚を貫通し、その発射弾丸の速度を測定して運動エネルギーを算出した結果は、それぞれ281J毎 cm^2 、267J毎 cm^2 であった(以上の値は、銃砲刀剣類所持等取締法2条1項の「人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値(運動エネルギーの値)」である20J毎 cm^2 (銃砲刀剣類所持等取締法施行規則3条)の約1.3ないし1.4倍に当たる。)。また、過去には本件けん銃と同様の25口径のけん銃が使用された殺人事件が複数発生している。

3 被告人の殺意の有無について

既に認定したとおり、本件犯行の態様は、約1.2mという近い距離から、比較的小型とはいえ人を殺傷する能力を十分備えた真正けん銃を用いて、K1の左腰部及び左大腿部という身体の枢要部に近い部位に向けて銃弾を2発撃ち込んだものである。銃弾のうち1発は大腿骨にまで達して体内で跳ね返り、もう1発は大腿動脈から約7cmの位置に至っていた。本件犯行による負傷そのものは結果的に生命の危険を生じさせるには至らず、銃弾の向きも腹部に向かうものではなかったが、わずかでも銃弾の軌道がずれ（被告人はそれまで人を銃撃した経験がなかったのであるから、狙いどおりに銃撃できない可能性は十分あったと考えられる。）、あるいは、歩行中であったK1が別の身体の動かし方をするなどしていれば、銃弾が大腿動脈や腹部大動脈、心臓、肝臓等の重要な臓器等を損傷して死に至らせる危険性があった。そして、そのことは、自らK1に近付き、けん銃を構えて発射するなどした被告人においても認識していたと認められる。そうすると、被告人は、本件犯行の当時、ことによればK1が死亡する危険性はあるが、それでもやむを得ないという程度の殺意を有していたと認められる。

なお、弁護人らは、①被告人は、本件犯行前にD1から「足を2発撃て。地面を2発撃て。絶対殺したらつまらんぞ。」などと指示され、現に、口径の小さい護身用の本件けん銃を使用して狙った部位に銃弾を命中させており、②被告人が大腿動脈や腹部大動脈の存在を知らなかった旨主張する。しかし、①については、被告人は公判廷でそれに沿う供述をしているが、それに加えて、被告人はD1に対して、K1のももを狙ってよいかとたずね、D1もそれを禁じていなかった旨の供述もしているから、被告人とD1との間に被告人の供述どおりのやりとりがあったとしても、本件犯行で実際にK1が負傷した部位を狙うことはD1と被告人との間で了解されていたというべきである。そうすると、仮に被告人がD1から前記のような指示を受けていたとしても、そもそもその内容はけん銃を使って人のもも付近を複数回撃つという人命に対する危険性が想定される行為が含まれていたの

であり、殺さないように命じているとはいっても、K 1 の生命に危険が及ばないようにするための具体的かつ確実な方法が伝えられていたわけではないから、このような指示があったからといって、被告人においてK 1 が死亡する可能性に関する認識が一挙に払拭されるものではないことは明らかである（このことは、指示をしているD 1 本人についても同様と考えられる。）。そして、その指示に基づいて実際に被告人が実行した犯行態様は前記のとおりであり、それに照らせば、被告人において、一歩間違えればK 1 が死亡する危険性を認識した上で本件犯行を実行したとみざるをえないことも既に検討したとおりである。そうすると、被告人がD 1 から前記のような指示を受けていたことや、被告人がその指示どおりに犯行に及んでおおむね狙いどおりの結果に終わったことなどは、被告人の殺意の認定を妨げるものではないというべきである。また、②については、大腿部や腹部付近には生命を維持する上で重要な臓器や血管等があることは常識といってよく、被告人が人体構造の詳細を知らなかったとしても、そのことは殺意の認定を左右するものではない。その他弁護人らが主張する諸点を十分に考慮検討しても、上記認定は揺らがない。

4 甲會の活動として組織により行われたか否かについて

既に認定した事実関係からすると、遅くともD 1 がK 1 の行動確認を始めた平成24年3月末頃までに甲會内の何者かによりK 1 を襲撃することが企てられ、D 1 が配下の乙組組員であるF 1, G 1, J 1, H 1, I 1 らに対してK 1 の行動確認や犯行に使用する道具の準備、移動手段の確保、犯行後の証拠隠滅等を事細かに指示すると共に、被告人に対して本件犯行の実行を命じ、D 1 の側近であるE 1 の運転する車で被告人と共に犯行現場などを下見するなどした上で、同年4月19日に実行に至ったことが認められる。この間、被告人を含め、D 1 から指示を受けた者らは、おおむねD 1 の指示どおりに行動してその役割を果たしている。こうしたことからすると、本件は、少なくともD 1 以下の乙組の組員が、D 1 の指示に

より定められた役割分担に従って敢行したものであることが明らかである。

他方、証拠によれば、D 1 や被告人を含め、本件犯行において一定の役割を担った前記の者らは、いずれもK 1 とは面識がなく、K 1 との間に怨恨や確執があったことは一切うかがわれない。また、本件犯行は、長年甲會の捜査に携わった元警察官に対してけん銃を用いて襲撃するというものであり、そのこと自体から本件犯行が甲會によるものと疑われることは明らかであって、本件犯行後、警察による取締りが一段と厳しくなり、A 1、B 1、C 1 などの上層部も捜査の対象とされるおそれがあるなど甲會全体に重大な影響が及ぶことが容易に想定され得る。こうしたことからすると、上層部の了解なくD 1 以下の者らが本件犯行を計画・実行することは考え難く、仮にそのようなことがあれば甲會内で何らかの粛清や処分を受けてしかるべきであるが、そのようなこともなかった（そればかりか、既に認定したとおり、被告人は本件犯行の約2週間後にD 1 から50万円の現金を受け取っているところ、その直前、D 1 はC 1 と2人で会議室に入っていたこと、当日C 1 の財布から50万円が減っていたこと、被告人において本件犯行に対する報酬以外にはその現金を受け取る心当たりがないことなどからすると、その50万円は、C 1 が実行役の被告人に対する報酬として用意したものと推認される。）。さらに、既に認定したとおり、K 1 はT 1 に対してA 1 を批判する言動をしているところ、その後の事実経過からすれば、その発言内容をA 1 やB 1 が知り、そのことでA 1 はK 1 に対して強い不快感を抱いていたことが推認できる。このような事情も考慮すると、A 1 が、K 1 に対しけん銃を用いて襲撃するという強い手段で報復することにより、警察や世間一般に甲會の威力を見せ付けて勢力や影響力を維持・拡大させ、組織の結束を図ろうとすることは想定しうることであり、かつそれ以外にK 1 を襲撃する理由は見出しがたい。

以上の検討からすれば、本件犯行に当たり、関与した組員に対して直接の指示を行ったのはD 1 ではあるが、本件犯行がD 1 の一存で企図、計画されたものとは到底考え難く、D 1 らが属する乙組の組長であるC 1 はもとより、甲會最上位のA 1

やB 1の関与を想定しなければ合理的に説明することが極めて困難である。そして、既に認定した甲會内の序列に加え、本件犯行当時、A 1とC 1との間に特段親密な関係はなく、B 1を介さずにA 1とC 1が直接重要な事柄を決めることは考えにくいことなども考慮すると、本件犯行は、最上位にあったA 1が本件犯行を実行することについて意思決定をした上で、序列2位のB 1、3位のC 1と順次指揮命令が伝達され、C 1から、自らが組長を務める乙組の序列2位に当たる若頭のD 1に対して指揮命令が行われたことが合理的に推認される。

よって、本件犯行は、甲會の組織によりK 1をけん銃を用いて襲撃しようとして企てられ、団体としての甲會の活動として、組織の最上位にあったA 1の指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って敢行されたものであると認定できる。

5 共犯者らとの共謀の有無について

前項で検討したとおり、本件犯行は、A 1が意思決定をし、B 1、C 1、D 1の順で順次指揮命令が行われた上、D 1が被告人を含む配下組員に指示を下し、指示を受けた配下組員が細分化された任務をそれぞれ分担した上、被告人により実行されたものと認められる。

A 1からD 1までの指揮命令については、その具体的な内容は明らかでないが、前記のとおり、元警察官をけん銃を用いて襲撃するという本件犯行態様の核心部分についてD 1がその一存で決めたことはありえないから、少なくともその点についてはA 1、B 1、C 1との間でも意思疎通があったものと推認できる。そして、そのような態様を取ることについて認識がある以上、(積極的にK 1の殺害を意欲していたとまでは認定できないものの) ことによればK 1が死亡することになるかもしれないという程度の認識すら有していなかったとは考えられない。甲會の組織構成やその性質を前提とすれば、A 1らにおいても、犯行に当たってC 1以下の甲會組員が指揮命令に従い役割を分担して実行に至ることの認識があったことも疑いを容れない。かくて、A 1、B 1、C 1について本件犯行の共謀があったと認めら

れる。

D 1 が被告人に対してした指示命令の状況は既に認定したとおりであり，D 1 と被告人との間で本件犯行の共謀があったことは明白である。D 1 が被告人に対して「絶対殺したらつまらんぞ。」などと告げたとしてもD 1 や被告人の殺意が認定できることは既に検討したとおりである。本件が組織的になされていることについては，具体的な指揮命令に当たったD 1 においてその認識があったことはもとより，被告人においても多数の組員が様々な関与をすることを承知していたのであるから，組織性の認識に欠けるところはない。

被告人以外の組員の関与についても既に認定したとおりである。E 1 については，K 1 の行動確認において下位の組員を指示するなどしたほか，D 1 が被告人に対して本件犯行を指示したその場にもいて，下見のために自動車を運転するなどしていたことから，殺意や組織性の点も含めて本件犯行について共謀があったと認められる。その他の組員については，本件犯行の概要を知らされないままD 1 の指示に従って行動していたとみられるが，D 1 の指示内容に加え，本件犯行当時，甲會が起こしたとされる殺人（未遂）事件について多数の報道がなされていたことなども考慮すれば，複数の組員が上位者からの指示に基づく役割分担をした上，ことによれば人の生命を奪いかねない襲撃事件を起こそうとしているという程度の認識を有していたことは明らかと認められる（なお，J 1 については，K 1 の行動確認をした後，D 1 から謹慎を命じられるなどしてそれ以上の役割を果たさなかったが，そのような事情があったとしても共謀関係から離脱したとは認められない。）。これらの者についても，本件犯行の共謀があったと認められる。

6 結 論

以上の次第で，被告人は判示第 1 の罪を犯したと認められる。

第 3 看護師事件

1 争 点

弁護人らは、被告人が実行犯であるM1を犯行現場まで送り届けて本件に関与したことは争わないものの、①M1には殺意がなく、②甲會の活動として組織によりなされたものでもないと主張し、さらに、③共犯者とされている者ら（特に、A1、B1、C1、L1、D1、W1、X1及びO1）との間の共謀についても争っている。

2 認定事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) Q1とA1の関係等について

A1は、平成24年8月から北九州市内の美容形成外科医院（以下「本件医院」という。）に通院し、亀頭増大手術やレーザー脱毛の施術を受けた。Q1は、本件医院においてA1を担当していた看護師であり、A1に対して前記の施術を自ら行うなどした。

A1は、通院初日に前記の手術を受けたが、その直後から、患部の異常を訴えて頻繁に本件医院に電話で問い合わせたり、通院予定日以外の日に来院して患部が腐っているのではないかと述べるなどした。この間、A1の代理人が患部に使用する包帯を求めて来院したのに対しQ1がそれに応じなかったことがあり、A1はその対応についても不満を述べるなどした。さらに、Q1は、同年10月中旬、A1に対して脱毛の施術を行ったが、その3日後、A1は、予約なく本件医院を訪れ、対応した別の看護師に対し、陰茎部の診察を求めると共にQ1が施術を行った部分が炎症を起こしたので診療してほしい旨求め、その際、強い口調で、炎症はQ1が故意に強度のレーザーを照射したために生じたのではないかと述べたり、前記の手術の際に通常より多く薬品を注入したのではないかなどと告げた上、「ああいう人になったらいけん。」などとQ1に対する不満を言い、裁判に訴えることもできる旨も述べるなどした。その日の夜、Q1は、A1に対して電話で謝罪したが、その際も、A1は、これまでの治療や対応に対する不満を繰り返し述べた。A1は、2日後の

同月20日に本件医院で医師の診察を受けた際には、本気で裁判を考えてはおらず、Q1に最後まで担当してもらいたい旨述べ、その後も本件医院に通院していたが、同年11月12日に来院した際、Q1に対し、前記手術で薬品を注入しすぎたことが原因で性交渉が不可能になった旨強い不満を訴えるなどした。

(2) 本件犯行前日までの犯行準備状況等について

E1（乙組筆頭若頭補佐）は、N1（乙組組員）に命じ、少なくとも平成24年11月1日及び同月5日の2度にわたり、受診希望者を装って本件医院内に立ち入らせた上、N1にQ1の行動確認を指示した。N1はこれに従ってQ1の行動を監視し、平成25年1月中旬から同月下旬までの間には、5回にわたり、JR〇〇駅構内やその周辺でQ1を尾行するなどした。また、平成24年11月又は同年12月頃、O1（乙組組員）は、氏名不詳者からの指示で、帰宅中のQ1を、JR〇〇駅から福岡市f区の自宅付近まで、新幹線やバスに同乗して尾行し、Q1が自宅付近のバス停で下車したことなどを報告した。

一方、E1は、平成25年1月初旬、被告人に対して仕事がある旨告げた上、自動車1台を準備するよう指示し、被告人はこれに従って日産ADバン（以下、単に「ADバン」という。）を用意した。さらに、E1は、被告人とM1をQ1が帰宅の際に自宅まで徒歩で移動する経路にほど近い福岡市f区g・q番i号所在のマンション「r」（以下「r」という。）等に案内した上、指定された集合場所（以下「本件集合場所」という。）からrまで被告人がバイクでM1を送迎するよう指示した。

同月中旬頃、F1（乙組風紀委員長）は、甲會内の上位者から、手伝ってほしい仕事がある旨告げられて福岡市f区まで案内された上、そこで他の者と合流して別の場所まで移動すること、移動した先で、合流したメンバーは用意されたバイクに乗って別の場所に行くので、同人らが戻るまで待つこと、同人らが戻ってきたらそのバイクの投棄作業を手伝うこと等を指示された。さらにその頃、F1は、上位者からの指示に従い、知人から自動車1台（マツダRX7。以下、単に「RX7」という。）を借りた。

同月24日、被告人は、E1の指示で、M1と共に、F1が運転するADバンに乗り、同人が上位者の指示で運んできた衣服に着替えて本件集合場所まで赴いたが、用意されたはずの送迎用のバイクが発見できず、襲撃は中止になった。また、翌25日、被告人は、E1の指示で、N1が用意したバイクで本件集合場所まで赴き、ADバンに乗ったE1及びM1と合流して着替えを済ませたが、この日はQ1が出勤しておらず、襲撃は中止になった。

同月26日、E1は、W1（乙組組織委員長）に対して、L1（甲會丙組組長）の指名により、M1に代わり同月28日午前9時から翌29日午前9時までの間の本家当番（A1の自宅で待機する当番のこと）を受け持つよう依頼し、W1はそれに応じた（その際、E1はW1に対して「仕事なんです。」と告げ、W1は「知っちゃよう、分かる。」「言わんでいいよ。」などと述べた。）。

同月27日の深夜頃、E1は、乙組一門である丙組に所属しL1の直属の配下であったP1に対し、バイクを盗んだ上、犯行が発覚しないように、その車体に塗装をし、ナンバープレートを付け替えるよう指示し、P1はそのとおりに実行した。

(3) 犯行当日の経過について

平成25年1月28日昼過ぎ、E1はF1からRX7を借り受けた（その際、RX7には、F1が上位者の指示により準備した実行犯らが身に着ける衣服等の犯行道具等が入ったバッグが積まれたままの状態であった。）。

N1は、E1の指示に従い、本件医院からJR〇〇駅構内までQ1を尾行し、同人が新幹線の改札口に入ったことを確認し、JR△△駅で待機していたO1にその旨を電話で連絡した。その後、O1は、Q1がJR△△駅付近でバスに乗ったことを確認し、その旨を他の者に電話で連絡した。

一方、被告人は、E1の指示で、P1が用意したバイクで北九州市内から本件集合場所に赴き、ADバンに乗って来たE1及びM1と合流し、M1と共に、車内に用意されていた衣服（RX7に積まれていたものと推認される。）に着替えて待機した。このときM1は、覆面をし、作業着の上下と手袋を着用した。その後、被告人

は、E 1 の指示で、前記バイクにM 1 を乗せて r 脇付近に移動し、そこで待機した。

それから 5 分程度経過した同日午後 7 時 4 分頃、M 1 は、バスから降りて徒歩で道路を通行中の Q 1 の姿を認めると、本件現場歩道上で、背後から近づき、その髪の毛を手で掴み、刃物で左側頭頸部付近を切り付けた。さらに、M 1 は、その刃物を手にした状態のまま Q 1 とみ合うような形になった後、Q 1 の左臀部を 1 回その刃物で突き刺し、逃走した。

M 1 から刃物で切り付けられるなどしたことにより、Q 1 は、約 3 週間の入院及び通院による加療を要する左眉毛上部挫創、顔面神経損傷、右前腕部挫創及び左臀部挫創の傷害を負った。このうち、左眉毛上部挫創は、左眉毛外側から側頭部にかけての位置にあり、長さ約 7 ないし 8 c m、幅約 2 c m の大きさで、筋層に達する深さがあり、浅側頭動脈が完全に切断されていた。また、左臀部挫創は、長さ約 2 ないし 3 c m、幅約 1. 5 c m で、深さは約 1. 5 ないし 2 c m のものであった。

(4) 犯行後の経過について

被告人は、犯行後逃走してきた M 1 を前記バイクに乗せて本件集合場所まで連れて来た後、M 1 及び E 1 と共に、前記バイクを付近の岸壁から海に投棄した。その後、被告人は、M 1 と共に、E 1 が運転する A D バンに乗り、車内で元の衣服に着替え、犯行時に着用していた衣服等をバッグに入れて R X 7 に積み、E 1 とは別れて A D バンで北九州市内に戻った。また、同日の夜、F 1 は、E 1 から R X 7 の返却を受け、車内に積まれていた上記バッグを処分した。

3 M 1 の殺意の有無について

既に認定したとおり、本件犯行の態様は、M 1 が、歩行中の Q 1 に背後から近づき、その頭髪をつかんだ上、刃物でその左側頭頸部付近を切り付け、さらにもみ合いの後、Q 1 の左臀部を刃物で突き刺したというものである。左側頭頸部付近への攻撃は、その態様からして、明らかにその部位（それが人の身体の中でも特に重要な部位であることはいうまでもない。）を狙ったものであると認められる上、その攻

撃の結果Q1が負ったけが（左眉毛上部挫創）は筋層に達し浅側頭動脈を完全に切断するほどの深さで、これによってQ1は外傷性出血性ショックにも陥っていることからして、相応に強い力を込めた攻撃であったと認められる。さらに、M1は、もみ合いの後、臀部にも刃物を突き刺しているところ、それにより生じた左臀部挫創も相応の深さがあり、この際にもM1が力を込めて攻撃していたことがうかがわれる。

M1が犯行に用いた刃物の形状の詳細や大きさ等は明らかでない（この点、検察官は、本件犯行状況の一部が映った防犯カメラ映像を解析した証人Y1が、防犯カメラ画像上でM1が本件刃物を握った手から飛び出している部分の長さが18ないし22cmであると推測される旨供述すること等に基づき、M1が犯行に使用した刃物の刃体の長さは10cm前後であると主張するが、同証人が防犯カメラ画像の上で本件刃物の先端と特定した部分の画像は甚だ不鮮明である上、同証人がそのように推測した根拠も定かでないから、同証人の供述に基づいて刃体の長さを特定することはできず、他にそれを特定しうる証拠もない。）が、Q1の負った重いけがの状況からすれば、十分鋭利で人の生命に危険を及ぼしうる刃物であったことは明らかである。

そうすると、M1の行為は、Q1を死亡させる危険性があり、そのような行為を自らの手で行っていたM1においても、少なくとも、ことによればQ1が死亡するかもしれないという程度の認識を有していたと認められるから、M1に殺意があったことは明らかである。

4 甲會の活動として組織により行われたか否かについて

既に認定した事実関係によれば、遅くとも平成24年11月上旬までに、甲會内でQ1を襲撃することが企てられ、その後、F1、E1、M1、N1、O1、被告人ら乙組組員のほか、乙組一門の丙組組員であったP1も加わり、Q1の行動確認、実行犯が使う道具の調達、移動手段の確保、現場の下見等の準備をした上、M1に

よって実行されたことが明らかである。この間、E 1 と、N 1、M 1、被告人の間には、乙組内の序列に従った指示と服従の関係があり、乙組一門に属するP 1 も乙組の幹部組員であるE 1 の指示で行動している。また、F 1 やO 1 も上位者からの指示を受けていた旨述べ、F 1 やE 1 の更に上位者であったD 1（乙組若頭）も、詳細を述べてはいないものの、本件に深く関与したことを認める供述をしている。そうすると、本件は、D 1 の指揮命令の下、乙組を中心として組織的に敢行されたものであると認められる。

他方、前記の者らはQ 1 とは面識すらないのに対し、A 1 とQ 1 とは平成24年8月以降、既に認定したとおりのかかわりがあり、本件犯行の約3か月前には、A 1 が自己の意に沿わないQ 1 の対応や人格等につき本件医院の別の職員に強い口調で不満を述べて訴訟提起にまで言及し、Q 1 から謝罪を受けた後もなお、Q 1 に対し手術が原因で性交渉ができなくなった旨強い不満を訴えるなどしている。以上のような事情からすると、本件犯行が前記のようなA 1 とQ 1 との間のトラブルと無関係になされたとは到底考えられず、前記トラブルを巡り、Q 1 に対して報復ないし制裁としてなされたものと見ざるを得ない。また、前記トラブルは、A 1 の極めて私的でデリケートな事柄にかかわるところ、本件犯行が甲會組員の手によるものと疑われれば、直ちにA 1 の関与が疑われ、その私事も含めて捜査の対象とされるなど、A 1 の名誉が傷付けられ、ひいては甲會全体にも重大な影響が及ぶことが容易に想定され得る。にもかかわらず、M 1 は本件犯行を実行したことについて甲會内で何ら肅清・処分されていない。

以上の各事実によれば、本件犯行がD 1 以下の者らの一存で企図、計画されたものとは到底考え難く、A 1 の関与がないとすると、本件犯行を合理的に説明することは極めて困難である。本件犯行は、A 1 の意思決定に基づき、その指揮命令の下、多数の甲會組員が動員され、あらかじめ定められた任務の分担に従って実行されたものと強く推認される。当時、本件犯行に関与した甲會組員が二次団体の乙組や丙組に所属し、A 1 とC 1 との間に特段親密な関係はなかったことからすると、甲

會内の指揮命令系統に基づき、その序列に従って、A 1 から序列第 2 位に当たる会長の B 1、序列第 3 位に当たる理事長の C 1 へと指揮命令がなされ、さらに、C 1 からは、まず、甲會の序列下位者である L 1、同人が組長を務める丙組組員で直属の配下の P 1 へと指揮が伝達される一方、C 1 が自ら組長を務める乙組の序列第 2 位に当たる若頭の D 1 にも指揮がなされ、D 1 以下の組員へ順次指揮命令が行われたことが推認される。また、こうした組織的な対応に加え、本件犯行が甲會の最上位者である A 1 の意に沿わない対応を重ねた Q 1 を襲撃し、その身体を刃物で切り付け深刻な傷害を負わせるという経緯や態様等にも照らせば、本件犯行は、世間一般に甲會序列第 1 位の A 1、ひいては甲會の威信を維持し、組織の結束を図るといふ利益や効果が団体としての甲會に帰属するものと認められる。

以上によれば、本件犯行は、団体である甲會の活動として組織により行われたものと認められる。

この点、弁護人は、① A 1 と Q 1 の関係は本件犯行前に修復されており、現に A 1 が本件犯行後も本件医院に Q 1 が担当看護師のまま通院したこと、② A 1 の本件医院での受診の事実の一部の者しか知らなかったため本件犯行によっても甲會の威信を対外的に示せないこと、③本件犯行は A 1 自身が定めた女性を襲撃しない旨の不文律に反するため、下位者が手柄にするため A 1 に無断で行った可能性があることなどを主張する。しかしながら、①については、既に認定したとおり、A 1 は Q 1 の謝罪後も同人に対して強い不満を訴えていたのであり、A 1 が本件医院への通院を継続していたとしても、Q 1 に対する怒りや恨みが解消していたとは考え難い（現に、A 1 は、Q 1 が本件犯行による被害を受けた後、別の看護師に対して、Q 1 は刺されても仕方がない旨述べている。）。②については、A 1 が本件医院へ通院していた事実は、Q 1 をはじめ本件医院関係者は知っていたことであるし、甲會内においても一部であれ組員が知っていた以上、これらの者を通じて他の組員に伝わることは十分に想定されるから、甲會の威信を維持する意味がないとはいえない。③については、上位者の下位者への指示が絶対であった甲會において、序列第 1 位

のA 1が定めた不文律を下位者が破る可能性の方がむしろ考え難い。現に、既に判示のとおり、本件犯行にかかわった者で肅清や処分を受けた者はだれもない。そして、本件犯行により甲會関係者で嫌疑が生じるとすればまずA 1であることからしても、下位者がA 1に無断で実行した疑いは排除できる。よって、弁護人の各主張によっても、上記の判断は揺らがない。

5 共犯者らとの間の共謀の有無について

(1) M 1及びE 1との共謀について

既に認定したとおり、M 1及び被告人は、E 1の案内で本件現場を下見するなどした上、本件犯行前後の行動について詳細な指示を受け、それぞれその指示に従って行動した上、M 1において本件犯行の実行に至っている。M 1自身は本件犯行を実行した理由について供述してはいないものの、これらのことからすれば、M 1はE 1からの具体的な指示命令に従い本件犯行を実行したことが強く推認されるのであり、両名の間には共謀があったと認められる。他方、被告人は、M 1がQ 1を襲撃することについて明確に知らされてはいなかったが、E 1から仕事がある旨告げられた上、本件犯行における役割等について具体的に指示を受け、移動用の車を調達し、丙組のP 1から受け取った本件バイクを運搬し、これを使用して犯行現場付近までM 1を送るなどの準備行為を実行しているほか、本件犯行前に2回襲撃が中止された際にも、F 1が運転する車で本件集合場所まで移動し、N 1からM 1を乗せるバイクを受け取るなどしていた。これらによれば、被告人は、本件犯行について、乙組組員のみならず多数の甲會組員が動員されて組織的に犯行を実行するための準備が行われたことを十分に認識していたといえる。加えて、本件犯行の当時、既に、被告人は元警察官事件に実行役として関与し、自らけん銃を発射して命中させた経験があった上、甲會が起こしたとされる殺人（未遂）事件について多数の報道がされていた。これらの各事実に照らせば、被告人は、自らの準備行為に基づいて、団体である甲會が、組織により、人を襲撃し、場合によっては実行役であるM 1が刃

物等の凶器を用いてその命を奪う可能性があることも当然に認識しており、それらについてE1やM1と意思を相通じていたと認められる。

弁護人は、被告人はM1を送迎する目的について、主に違法な物の取引の可能性を想定しており、M1が人を殺害する可能性については全く考えなかったと主張するが、被告人はM1が人を襲撃するのかもしれないとも思っていたと述べている上、被告人がM1を犯行現場まで送り届けた際、同人は手に特段の荷物を持っておらず、禁制品の授受をするのにそぐわない様子であったことは一見して明らかであったと考えられることなどからすれば、弁護人の主張は採用できない。

よって、被告人が、直接指示を受けたE1との間はもちろん、実行犯であるM1との間でも、少なくともE1を通じて順次、組織的殺人未遂、すなわち本件犯行について共謀した事実が認められる。

(2) F1, N1, O1及びP1との共謀について

F1, N1及びP1は、実行犯であるM1とは直接のやり取りを行っていないが、E1ら甲會の上位者から指示又は依頼されて、移動用の車の調達、被害者の行動確認、送迎用のバイクの調達等本件犯行の準備行為に関与し、その際に被告人との接点もあったものである。これらの各事実に照らせば、F1, N1及びP1においては、上位者から指示を受けて自身の役割を果たす中で、多数の甲會組員が動員されて組織的に犯行を実行するための準備が進行していることを認識していたものと考えられる上、本件犯行の当時、既に甲會が起こしたとされる殺人（未遂）事件について多数の報道がされてもいたから、自らの関与していることが人を襲撃するための準備で、それが実行されれば場合によっては命を奪うことになる可能性があることも認識しており、これらのことについて指示者を介して、M1や被告人とも意思を相通じていたと認められる。また、O1については、M1のみならず被告人とも直接のやり取りはないものの、上位者の指示に従って被害者の行動確認をするなどしたことは前記の者らと同様であり、やはりM1や被告人との共謀があったと認められる。

(3) A 1, B 1, C 1, L 1 及び D 1 との共謀について

既に詳述したとおり、本件犯行については、A 1 が意思決定をした上で、B 1, C 1 と順次指揮命令が行われ、さらに、C 1 から、L 1 や D 1 等の序列下位者に対して順次指揮命令がされ、その中で、E 1 から実行役の M 1 や被告人への指示が行われたことが推認される。その間の具体的な指揮命令や謀議の内容は明らかでないが、少なくとも鋭利な刃物で Q 1 に襲い掛かるという核心部分については、下位の者が上位者の了承を得ずに決めるとは考え難く、上位者の間でもその点に関する意思疎通があり、それが下位の者らに伝達されたことが明らかである。もっとも、本件の発端は前記のような A 1 と Q 1 の私的なトラブルであり、Q 1 が死亡すれば、A 1 を対象とする捜査の実行等、甲會全体に重大な影響が及ぶことが容易に想定可能であるから、A 1 らがそこまで意欲していたとまでは考えられないが、刃物を使用することにより、ことによれば Q 1 を死に至らせる危険性があることは十分認識、認容していたものと考えられる。甲會の組織構成やその性質からして、本件犯行が、下位者が上位者の指揮命令に従って役割を分担して実行に至ることの認識が共有されていたことも疑いを容れない。

以上によれば、A 1, B 1, C 1, L 1 及び D 1 は、実行役の M 1 や被告人との間では直接のやり取りをしていないものの、同人らの指示役である E 1 らを介し、順次、M 1 及び被告人との間で、本件犯行について共謀したものと認められる。

(4) W 1 との共謀について

W 1 は、甲會専務理事兼乙組組織委員長であったところ、E 1 から、甲會の最高幹部の 1 人であった L 1 の指名である旨告げられた上、実行役である M 1 と本件犯行当日の本家当番を交代し、その際、E 1 から、「仕事」が理由と伝えられ、分かっているなどと述べていることが認められ、客観的にみれば、本件犯行は W 1 との関係でも団体である甲會の活動として組織により行われたというべきである。また、W 1 は、交代の理由が、甲會の最高幹部である L 1 が関与するほどの重大事であることを推知していたと考えられる。しかし、E 1 が W 1 に対して「仕事」の内容を

説明したと認めるに足りる証拠はない上、W 1 が応じた本家当番の交代という行為自体からその「仕事」の内容を具体的に推測することは困難といえる。また、当時のW 1 の甲會内での序列はD 1 よりも下位であった。これらのことからすれば、W 1 が、多数の甲會組員が動員されて準備を行い、M 1 が人を襲撃することまで認識していたことについては疑問が残る。よって、W 1 については、本件犯行について被告人やM 1 と共謀したとは認められない。

(5) X 1 との共謀について

検察官は、被告人とX 1（甲會専務理事兼乙組組長秘書）の間にも共謀があったと主張する。証拠によれば、襲撃が中止となった平成25年1月24日夕方、E 1 は、X 1 に対し、電話で、「ちょっと微妙微妙な感じ。」と告げ、X 1 は、「腹九分くらいですか。」などと返している。また、本件犯行を実行した直後も、E 1 はX 1 に電話を掛け、「おなか一杯っ言っって。」と言い、X 1 は「おなか一杯やったんすか。食べ過ぎですよ。」「今日はあれした方がいいですよ、上がった方が。」などと述べている。さらに犯行翌日にも、E 1 はX 1 に電話を掛け、「今、ちょっと、用事言われとったの終わったんよ。」「分配。」などと告げ、X 1 から「おいしかったですか分配。」などと尋ねられると、「兄弟。」「ちょっとやるね。小遣い。」と述べた。さらに、E 1 は、X 1 から「電話してから、終わりました言ったらいいやないですか。」と告げられると、同人との電話を終えた約30秒後にC 1 へ電話を掛け、その旨告げたが、「そんな電話で言うたらつまらん。」などとたしなめられたことも認められる。

こうしたやりとりに加え、X 1 の当時の地位からすると、X 1 は、本件犯行に関してE 1 とC 1 の間の伝達役ないしそれを超える役割を担っていた可能性が疑われる。しかし、前記の会話の全てが本件に関するものとは断じ難い上、会話の内容からしても、X 1 が本件犯行についてどの程度の認識を持っていたか判然としない。さらに、X 1 の乙組内での序列は組長秘書であり、D 1 よりも遥かに下位であった。これらのことからすれば、X 1 が、E 1 とC 1 との伝達役を担ったことにより、多

数の甲會組員が動員されて準備を行い、実行役が人を襲撃することまで認識し得たとまでは考え難い。

よって、X 1 が本件犯行について共謀したとは認められない。

6 結 論

以上検討したところによれば、判示第 2 のとおり、①M 1 に殺意があったこと、②団体である甲會の活動として組織により行われたことが認められる。また、③共謀関係については、W 1 及び X 1 との間の共謀は認められないものの、A 1、B 1、C 1 等判示の者らとの共謀があったと認められる。

第 4 歯科医師事件

1 争 点

弁護人らは、被告人が刃物で R 1 の身体を突き刺すなどの実行行為をしたことは争わないものの、①被告人には殺意がなく、②甲會の活動として組織によりなされたものではなく、③甲會の不正権益を維持・拡大する目的で行われたものでもないと主張するほか、④共犯者とされている者ら（特に、A 1、B 1、C 1）との間の共謀についても争っている。

2 認定事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被害者の親族と甲會の関係について

本件が発生した平成 26 年 5 月当時、R 1 は病院に勤務する歯科医師で、甲會とは一切接点がなかったが、R 1 の親族（祖父の Z 1、父の A 2、Z 1 の弟である B 2、B 2 の子である C 2、Z 1 及び B 2 の甥で、A 2 及び C 2 の従兄弟、かつ R 1 の叔父に当たる D 2 等。）と甲會の間には以下のようなかかわりがあった。

すなわち、昭和 50 年代、Z 1 は、辛市内にある s 漁港を拠点とする s 漁業協同組合（以下「s 漁協」という。）の組合長であったが、甲會の前身のひとつである丁

一家の会長であったE 2と親交があり、その頃、s 漁港周辺海域に石油備蓄基地を設置する事業が企画され、Z 1が周辺漁協の意見の取りまとめに奔走した際にはE 2がこれに助力し、結果的に工事を請け負った企業から多額の現金を受領したことがあった。さらに、昭和60年代に丁一家と「甲会」が合併して甲連合丁一家になった後は、E 2の配下となったA 1とも中元や歳暮のやりとりをするようになった。

しかし、平成3年にE 2が死亡した後、Z 1は暴力団とのかかわりを断とうとし始め、A 2も同席しA 1、B 1と食事をする機会が設けられた際にA 1らから懇意の交際を求められた後も、A 2がB 1の求めに応じて多額の融資をしたことはあったものの、交際を深めることはなかった。さらに、平成8年頃に辛市がs 漁協が漁業権を有する同市t 区u 地区（以下「u 地区」という。）での港湾整備事業構想を発表した後は、s 漁協専務理事であったB 2が漁協側の中心として漁業補償交渉に当たったが、この際、甲會組員が複数回にわたってB 2に面会を求めてきたのに対し、B 2はこれを拒否した。また、この間、A 2に対しても甲會組員が接触して、同事業に甲會を関与させるよう要求したが、A 2はこれを拒絶した。そうした中、平成10年には甲會組員がZ 1を殺害する事件が発生し、その後B 1やL 1がA 2に甲會と利権交際を持つよう求めるなどしたが、A 2はこれに応じることはなかった。

平成19年、s 漁協等の7つの漁協が合併して辛漁業協同組合（以下「辛漁協」という。）が設立され、s 漁協は辛漁協の支所（s 支所）になったが、その際、辛漁協の組合長に就任したのはB 2であった。また、B 2の子であるC 2は港湾建設会社（株式会社壬、以下「壬」という。）を経営し、A 2も同様の会社（株式会社癸、以下「癸」という。）を経営していたが、いずれの会社も辛市内の同種業者の中で最上位の売上げを有し、壬は、売上高のうち二、三割をs 地区の工事から得ていた。こうした状況に対し、当時、辛漁協s 支所の理事であったD 2は、s 地区の公共工事につき、辛漁協の組合長であるB 2及び辛漁協s 支所の代表理事であるA 2だけが、その権限に基づき、事業主体の地方公共団体や元請会社等に対し、工事の元請

会社や下請会社につき地元企業を選定するよう依頼でき、その結果として壬や癸に仕事が下りているなどと認識していた。そして、D 2は、親交のあったB 1に対し、辛漁協においては、漁業権の交渉はs支所等の各支所が独立して権限を有し、その権限は同支所の代表理事が行使できるなどと説明し、B 1は、D 2に対し、r地区の公共事業の仕事をB 2やA 2らだけがしているなどと不満を述べた上、D 2の権限でB 1が希望する企業を一次下請業者にすることはできないのかなどと話していた。

さらに、平成25年に辛市がu地区での廃棄物処分場等の事業を実施する旨広く報道されると、B 1は、D 2に対し、同事業における工事に関与できるか否か等を尋ねたが、D 2は、現在の自己の地位では絶対に無理である旨告げた。そうした中、同年12月、B 2が何者かによって殺害される事件が起きた。

(2) 本件犯行前のB 1の言動等について

証人として出廷したD 2は、平成26年2月から3月にかけてのB 1の言動（D 2とのやりとり）について、おおむね以下のように供述する。すなわち、平成26年2月上旬、B 1は、D 2に対し、同人を辛漁協s支所の代表理事にしたいがどうしたらできるかなどと尋ねたが、D 2は、A 2が辛漁協の組合長に就任し同人がs支所の代表理事を決める可能性が高く、D 2自身では決められない旨答えた。同月中旬、B 1は、D 2に対し、甲會の方針であるため辛漁協s支所の代表理事には無理にでもD 2を就任させるしかなく、A 2と話ができなければ最悪の場合同人に危害を加えなければならない旨を告げ、そのことをA 2にも伝えるよう依頼した。これを受けたD 2は、同月26日、辛漁協の理事会において、辛漁協の組合長とs支所等の支所の代表理事を兼任可能とする旨の提案に反対した上、会議後、A 2に対し、B 1からの伝言である旨告げて、現在の甲會の執行部は何でもするし、B 2の殺害は見せしめであって、甲會との関係を考え直さなければA 2らに危害が及ぶ旨を伝えた。これに対し、A 2は、そのような話は聞かなかったことにする旨述べて拒否した。同年3月6日、D 2は、B 1に対し、伝言を告げられたA 2が青ざめて

いたなどと伝え、B 1は後はA 2の判断次第である旨述べた。

以上のD 2の供述は、一定の時間を経ているため曖昧な点もあるが、核心部分においては十分に具体的かつ詳細で、不自然不合理な点も見当たらない。また、これに関連するA 2の供述や同人作成のメモの内容とも整合し、これらによって裏付けられている部分もある。D 2が報復の危険を冒してまで、あえて甲會の関係者に不利益な内容の虚偽供述をする動機もおよそ考え難い。弁護人は、D 2は辛漁協s支所に絡む利権に最も強い利害関係を有し、自己の利益を図るためB 1の名を利用した可能性があるため、D 2の供述は信用できない旨主張するが、それを踏まえて慎重に検討しても、D 2の前記供述は、高い信用性を有するというべきである。

そうすると、B 1はD 2が供述するとおりの言動をしていたと認められる。

(3) その後の経過について

平成26年5月12日、D 2は別事件の被疑者として逮捕された。同年6月上旬頃に投票が行われる予定であった辛漁協s支所の代表理事選挙は同月26日に立候補が締め切られ、D 2は同選挙への立候補を断念した。

(4) 本件犯行に至るまでの甲會関係者の指示・準備状況等について

平成26年3月頃から、E 1（乙組本部長、なお、この頃、乙組若頭のD 1が逮捕勾留されていたため、E 1は乙組内において組長のC 1に次ぐ地位にあった。）は、複数の甲會組員に対し、R 1及びA 2が使用していた自動車の動静や警察による警備の有無等を確認するよう指示した。その結果、E 1は、R 1が使用する自動車（黒色セルシオ）が日ごろ北九州市k区1・m丁目n番所在のo駐車場（以下「本件駐車場」という。）に到着する時刻を把握するとともに、A 2が使用する自動車が警察による厳重な警備を受けていることなどの情報を入手した。

同年5月中旬、E 1は、被告人（乙組若頭補佐兼組長付）に対し「仕事がある」旨伝え、同月22日頃、被告人及びN 1（乙組若頭補佐）を本件駐車場まで連れ出し、被告人に対し、本件駐車場を利用する黒色セルシオから降りた人物を襲撃するように指示した。さらにその後、E 1は、N 1に対し、被告人は襲撃を実行した後、

H 1（乙組組員）が運転するバイクで本件駐車場から北九州市 k 区 v 所在の w（以下「w」という。）まで逃走することを伝えた上、w で待機して被告人と合流し、被告人を車で送り届けることを指示し、その逃走経路を H 1 に伝えることも命じた。また、この頃、E 1 は、H 1 に対し、バイクを盗んで用意すること、その数日後に盗んだバイクを運転すること、何かあれば手助けをすること、詳細については N 1 に聞くことなどを指示し、N 1 も、H 1 に対し、本件駐車場に黒色セルシオが来るので、そのときバイクから被告人を降ろすこと、その後は被告人が襲撃を実行するのでそのまま待機すること及び本件駐車場から w までの逃走経路等、E 1 から受けた指示を伝えた。同月 24 日、H 1 は、E 1 の指示に従い、普通自動二輪車（以下「本件バイク」という。）を盗んだ。

同月 25 日夕方、E 1 は、N 1 に対し、翌朝に襲撃を決行することやその時刻等を伝えた上、ヘルメットと自動車を引き渡して、ヘルメットは H 1 に渡し、被告人を自動車で送迎すること、その自動車の後部座席には荷物がある旨被告人に伝えることなどを指示した。その後、N 1 は、被告人と会って翌朝に落ち合う場所や時刻について打合せをするとともに、H 1 とも会って、E 1 から受け取ったヘルメットを渡した上、翌朝の集合場所（北九州市 k 区 x 所在の y。以下「y」という。）と集合時刻を決めた。

(5) 犯行当日の経過について

平成 26 年 5 月 26 日朝、被告人は、N 1 が運転する自動車に乗り、y で H 1 と合流し、車の後部にあった荷物を確認し、中に入っていた着衣等に替えた。また、その際、その荷物の中に刃物（以下「本件刃物」という。）があるのを発見した。被告人は、H 1 が運転する本件バイクで本件駐車場付近に行き、黒色セルシオの到着を待っていたところ、それに該当する自動車が到着し、その運転席から R 1 が降車した。被告人は、本件バイクから降り、本件刃物を持って、本件駐車場付近に向かい、R 1 に接近して、R 1 の身体に本件刃物を突き刺すなどした（本件犯行。なお、具体的な犯行態様については、R 1 の供述と被告人の供述との間に食い違いがある

ところ、この点は殺意の認定にもかかわることから、その検討の中で詳述する。)。それにより、R 1は、入院加療約14日間及び外来加療約3か月間を要する左大腿部刺創、腹部刺創、胸壁刺創及び背部刺創の傷害（胸部正中部に深さ約1cm、左側胸部に深さ約1cm、左下腹部に深さ約7cm、背部腰上に深さ約7cm、左大腿部外側に深さ約10cmの各刺創等）を負った。

本件犯行後、被告人は、H 1が運転する本件バイクでwまで逃走し、N 1が運転する車に乗って移動し、犯行に使用した着衣等及び本件刃物等を車内にあったバッグの中に入れて上で降車した。N 1は、荷物を置いたまま車をE 1から指示されていた駐車場に止め、乙組事務所へ行き、E 1に対し、被告人らが無事wに到着した旨報告した。また、当日の夜、E 1は、N 1及びH 1と共に、H 1が被告人の送迎の際に使用した着衣等とヘルメットを海中に投棄した。H 1は、犯行の翌日、E 1及びN 1の指示に従い、本件バイクをダムに投棄した。

3 被告人の殺意の有無について

(1) 犯行態様について

R 1は、証人尋問において、被告人から襲撃を受けた際の状況について、おおむね以下のとおり供述する。すなわち、R 1は、本件駐車場で黒色セルシオの運転席から降り、助手席側に回ってそのドアを開け、かばんを取り出すために車内に上半身を半分位入れた時、背中に何か覆い被さられて突き飛ばされるような感じの衝撃を受けたので、それを払いのけて振り向いたところ、フルフェイスのヘルメットを被った犯人が両手でナイフを持っているのが見えた。犯人は、両手で持ったナイフの刃先をR 1の胸に向けて刺そうとしてきたので、R 1は両手で犯人の両手を押さえ、下方に押し下げたが、その間も犯人はナイフの刃先をR 1の身体に向かって突き出し、その刃先が次々とR 1の身体に刺さった。更にナイフの刃先が押し下げられ、ナイフの刃先がR 1の太ももに刺さったときに膠着状態になり、間もなく犯人はその場から逃走した。以上のように述べる。この供述はかなり具体的で不自然な

点は認められない上、既に認定したR 1の受傷状況とも合致する。もとより、R 1が殊更に虚偽の供述をする理由も見当たらない。R 1の前記供述の信用性は高いと考えられる。

これに対して、被告人は、公判廷において、犯行時、被告人に背中を向けていたR 1に近づき、右手に持った包丁でR 1の尻とももの間を1回刺したことは覚えているが、それ以外の攻撃をした記憶はなく、背中や腰を刺したつもりもない旨述べて、また、刃物を両手で持った記憶はなく、両手では刺しにくいこと、当時左手を空けるよう意識していたこと、犯行後半年以上右手がしびれていたのに対して左手はしびれていなかったことなどから、両手で刃物を持っていたことは考えられないとも供述した。しかし、被告人の供述はかなりあいまいで要領を得ない点があり、被害者の受傷状況とも整合しない。刃物を右手で持っていたとする根拠も合理性・必然性の高いものとは考えられず、総じて信用性が乏しい。

以上からすると、R 1の供述の信用性は動揺せず、その述べるとおりの事実があったと認められる。そしてこれに加えて、既に認定した被害者の受傷状況も併せて考慮すると、被告人は、助手席上のかばんを取るため上半身を車内に半分くらい入れて屈み込んでいたR 1の背後から近付き、本件刃物でR 1の背部を目掛けて突き刺し、背中に覆い被さるような状態になった後、R 1から振り払われて向かい合う形になり、R 1から本件刃物を持った両手をつかまれて押し下げられたが、その状態でなおも本件刃物の刃先をR 1の胸部や腹部、大腿部等に向けて繰り返し突き出してその刃先をR 1の身体に刺し、刃先が大腿部に刺さった状態で膠着状態になって逃走したと認められる。

(2) 被告人の殺意の有無について

前記の認定からすると、被告人は無防備なR 1の背後から近付いてその背部に本件刃物を突き刺した上、R 1から両手をつかまれて抵抗された後も、胸部、腹部、大腿部等という身体の枢要部を含む部位を目掛けて繰り返し突き刺すなどしたものである。R 1の抵抗にもかかわらず腹部や大腿部にはかなり深い刺創が生じている

ことに照らせば、被告人は相当強い力を込めて本件刃物を突き出していたと認められ、R 1 の抵抗状況次第では重要な臓器が損傷して死亡する危険性は相当高かったといえる。

本件刃物の形状、大きさ、硬さなどは不明であるが、R 1 及び被告人の各供述に加えてR 1 の負傷状況によれば、それが包丁又はナイフ様の鋭利なもので、人を殺傷するに足りる大きさや硬さがあったことは明らかである。

以上からすれば、被告人が少なくとも、ことによればR 1 が死亡するかもしれないとの認識を持っていたことは明らかであり、殺意があったと認められる。

被告人は、R 1 を殺さないように臀部又は大腿部を五、六回突き刺せというE 1 からの指示に従い、R 1 の臀部と大腿部の間付近を強くない力で刺した旨述べて殺意を否認するが、既に検討したとおり、犯行状況に関する被告人の供述自体の信用性が乏しく、前記の認定は動揺しない。

4 甲會の活動として組織により行われたか否かについて

既に認定した事実関係によれば、遅くとも平成26年3月頃までに、甲會内でA 2 又はR 1 を襲撃することが企てられ、E 1 が中心となって両名の使用車両の動向観察がなされ、その後、標的がR 1 に定められると、E 1、N 1、H 1ら乙組組員が実行犯の移動手段の確保、実行犯の使う道具の調達などの準備をした上、被告人によって実行されたことが明らかである。この間、E 1 とその他の乙組組員の間には、同組内の序列に従った指示と服従の関係があった。そうすると、本件犯行が乙組を中心として組織的に敢行されたものであると認められる。

他方、これらの者は、いずれもR 1 とは面識がないばかりかR 1 の親族とのかかわりがあった形跡もない。これに対し、A 1 やB 1 は、既に認定したとおり、平成3年頃からR 1 の親族であるZ 1 やA 2 と接点があり、より関係を深めようとしたものの、Z 1 らがそれに応じず、甲會組員がZ 1 を殺害する事態に至っている。また、B 1 は、A 2 やC 2 に不満を抱いていたD 2 と親交があり、本件犯行直前に

はD 2を辛漁協s支所の代表理事にしようと画策するものの、A 2がその障害になっていることを知り、場合によってはA 2に危害を加えてまでもそれを実現する意向を示していた。さらに、D 2は、当公判廷において、本件犯行後の平成26年7月18日、B 1がD 2に対し、本件犯行について、「A 2が分からんけ、おまえもうそなんするしかねえやねえか。」「あいつはまだもう分かったらんふうやのう。」「おまえからも教えてやれ。」「警察は何もできんのぞと。警察は守ってくれんのぞと。今まで俺らがなんか、おまえね、パクられたのか。」などと述べた旨供述している（D 2の供述が核心部分において高い信用性を有することは既に述べたとおりである。）ところ、このB 1の言動は、本件犯行がA 2が甲會の要求に応じないことに対する見せしめとして実行されたことを強くうかがわせるものである。

こうしたことからすれば、本件犯行がE 1の一存で企図、計画されたものとは到底考え難く、A 1やB 1の関与がないとすると合理的に説明することが極めて困難であるし、甲會序列第3位の地位にあり、乙組組長でもあったC 1が関与せずになされたことも考えられない。すなわち、本件犯行は、A 1が意思決定をした上で、序列に従い、序列第2位の地位に当たる会長のB 1、C 1と順次指揮命令が行われ、C 1から、直接又は第三者を介して、当時乙組においてC 1に次ぐ序列第4位の地位にあったE 1に対して指揮命令が行われたことが極めて強く推認される。

また、このような指揮命令と役割分担の上で、白昼、一般市民を襲撃する本件犯行態様からして、本件犯行は、世間一般に甲會の威力を誇示し、勢力や影響力を拡大させ、組織の結束を図るという利益や効果が甲會に帰属するものと認められる。

以上によれば、本件犯行は、団体である甲會の活動として組織により行われたものと認められる。

5 甲會の不正權益を維持・拡大する目的で行われたか否かについて

既に認定したとおり、甲會に合併する前の丁一家会長のE 2がかつて公共工事に

関して s 漁協組合長の Z 1 に助力して相当額の現金を受け取ったこと、その後、A 1 や B 1 を含む甲會組員が断続的に Z 1, B 2 及び A 2 らに対して利益交際等を求めたが拒否され続けたこと、甲會の序列第 2 位の地位にある B 1 が、B 2 が辛漁協組合長、A 2 が s 支所代表理事の地位を利用して s 地区の公共工事につき同人ら親族が経営する会社に仕事を回している旨不満を述べたこと、B 1 が本件犯行の約 3 か月前に D 2 を s 支所代表理事に就任させることが甲會の方針である旨述べ、A 2 に襲撃の可能性を示唆してその旨暗に要求したが拒否されたこと、その後 D 2 が逮捕され、s 支所の代表理事等の選挙への立候補を断念したこと、その後約 2 週間で本件犯行が実行されたこと、本件犯行後に B 1 はこれが甲會の要求に応じない A 2 に対する見せしめであるかのような発言をしたこと等が認められる。

これらの各事情のほか、既に詳述したとおり本件犯行が甲會の活動として組織により行われたものであることからすれば、本件犯行は、北九州市内及びその周辺を主たる縄張とし、かつて s 地区の公共工事に関して利益を得た甲會が、その組織的活動として、同地区の公共工事に関して s 支所の代表理事には業者の選定等といった権限に基づく利権が存在すると認識し、辛漁協の組合長であった B 2 の死を契機として、その後任となる可能性が高く、D 2 の逮捕により s 支所の代表理事の地位に就くかその人事権を有する可能性があった A 2 に圧力をかけ、同人を従わせて、上記の s 支所の代表理事の利権に介入し、不正な利益を得ようとしたものと考えられる。そうすると、少なくとも A 1 や B 1 など本件犯行の意思決定に関与し、これらの情報を認識していた甲會関係者らについては、いずれも、本件犯行に関して、甲會の従前の縄張を維持・拡大する目的、すなわち、不正権益を維持・拡大する目的を有していたというべきである。

他方、被告人は、本件犯行当時甲會に約 1 2 年間在籍していたが、その地位は甲會専務理事兼乙組若頭補佐・組長付で、E 1 と比較しても序列は下位であった。本件犯行前、E 1 からは、R 1 が使用する車両の色や車種等を告げられただけで、本件犯行の目的等について知らされていなかったばかりか、襲撃対象の名前や地位

も知らず、それを推知できる情報も与えられていなかった。こうしたことからすると、被告人が、本件犯行の目的が s 支所の利権への介入にあることまで認識していたとは考え難い。また、本件犯行以前に甲會組員が本件犯行と同様に一般の民間人を襲撃した事件の中には看護師事件のように不正権益の維持・拡大を目的としたとはいえない事案も含まれていることからすると、被告人が、一般の民間人を襲撃するという事情等をもって、ただちに本件犯行の目的が甲會の不正権益を維持・拡大させることにあることまで当然に推測、察知、認識したとは考えられない。

以上によれば、少なくとも、被告人については、団体である甲會の不正権益を維持・拡大する目的を有していたとは認められない。

6 共犯者らとの間の共謀の有無について

被告人は、E 1 から、直接又は N 1 を介して本件犯行における一連の行動等の内容について詳細に指示を受け、N 1 を介して本件刃物等の犯行道具を受け取り、これらを使用し、本件駐車場で待ち伏せをするなどして、おおむねその指示の内容に従って実行行為に及んでいる。被告人と E 1 との間で本件犯行について共謀があったことは明白である。

また、N 1 は、乙組若頭補佐の地位にあり E 1 の配下であったもので、E 1 から「仕事がある」などと告げられ、同人が被告人に襲撃を指示している場に立ち会ってその旨を認識した上、E 1 からの指示を被告人や H 1 に伝え、被告人の送迎役を担うなどしている。これらの各事実に加え、本件犯行の当時において既に甲會が起こしたとされる殺人（未遂）事件について多数の報道がされていたこと等に照らせば、N 1 は、被告人が人を襲撃し、場合によってはその際に刃物を用いて命を奪う可能性があることも当然に認識していたといえる。以上によれば、被告人と N 1 との間でも本件犯行について共謀があったと認められる。

H 1 は、被告人と直接本件犯行について具体的なやり取りを行っておらず、E 1 から指示されて、本件駐車場までの被告人の送迎、道具の調達及び処分等の準備行

為や証拠隠滅行為等に関与している。また、E 1 からN 1 を介して指示を受けた内容の中には、本件駐車場でバイクから被告人を降ろした後は被告人が実行するのでそのまま待機することも含まれている。これらのH 1 が指示を受けて行った準備行為や証拠隠滅行為等の内容、N 1 を介して指示を受けていたこと等によれば、H 1 は、E 1 から指示を受けた時点で、少なくとも複数の甲會組員が動員されて組織的に犯行を実行するための準備が進行していることを十分認識していたものと考えられる。そして、本件犯行の当時において既に甲會が起こしたとされる殺人（未遂）事件について多数の報道がされていたこと等に照らせば、H 1 は、本件駐車場でバイクから降ろす予定の被告人が人を襲撃し、場合によってはその際に刃物を用いて命を奪う可能性があることも当然に認識していたといえる。以上によれば、H 1 についても、被告人との間で直接のやり取りはしていないものの、E 1 及びN 1 を介して、順次、被告人との間で、本件犯行について共謀した事実が優に認定できる。

さらに、既に詳述したとおり、本件犯行については、序列第 1 位のA 1 が意思決定をした上で、序列に従い、序列第 2 位のB 1、序列第 3 位のC 1 と順次指揮命令が行われ、C 1 から、直接又は第三者を介して、乙組においてC 1 に次ぐ地位にあったE 1 に対して指揮命令が行われたことが推認される。その間の具体的な指揮命令や謀議の内容は明らかでないが、少なくとも刃物でR 1 を襲うという核心部分については下位者の一存で決めることは考えられず、A 1、B 1、C 1 らにおいても意思疎通があり、それが下位者に伝達されたと考えられる。A 1 らにおいて、R 1 を殺害することを積極的に意欲していたとまでは認められないが、前記のような方法を取れば、R 1 の抵抗状況次第ではR 1 が死亡する危険性があることは認識、認容していたものと考えられる。以上によれば、A 1、B 1、C 1 は、被告人との間では直接のやり取りをしていないものの、E 1 を介して、順次、被告人との間で、本件犯行について共謀したものと認められる。

7 結 論

以上検討したところによれば、本件犯行については、判示第3のとおり、①被告人に殺意があったこと、②団体である甲會の活動として組織により行われたこと、④被告人と共犯者ら（特に、A1、B1、C1）との間で共謀があったことについては、いずれも認定できる。他方、③本件犯行が団体である甲會の不正権益を維持・拡大する目的でなされたか否かについては、共犯者の一部がその目的を有していたことは認められるものの、被告人にその目的があったとは認められない。

(法令の適用) (記載省略)

(量刑の理由)

1 本件の概要

本件は、北九州市に本拠を置き、同市及びその周辺地域を独自の縄張であると主張する暴力団組織である甲會の組員として活動していた被告人が、いずれも、多数の甲會組員と共謀の上、3件の組織的殺人未遂等の罪を犯した事案である。

いずれの犯行も、甲會組員らが、組織内の指揮命令系統に従い、各人が細分化された役割を分担して、被害者らの行動を確認して綿密に襲撃計画を練り上げ、使用する道具の調達や移動手段の確保等の周到な準備を行った上で実行されており、組織性の強さと計画性の高さが際立っている。各犯行が企てられた経緯や背景事情は異なるものの、いずれも問答無用に人を襲撃することにより、関係者、ひいては社会一般に甲會の威力を見せ付けて屈服させようとするもので、暴力団特有の論理に基づく反社会的な犯行である。また、暴力団組員が組織的に一般市民を襲撃したという点で暴力団犯罪の中でも特異な面があり、各事件が地域社会に与えた恐怖感や不安感も軽視することはできない。

2 各事件固有の犯情について

元警察官事件の犯行態様は、至近距離から被害者の身体に向けてけん銃を発射す

るといふ危険極まりないものである。被害者は約1か月間の入院及び通院加療を要する傷害を負い、現在も後遺症が残っている。長年にわたり甲會の事件捜査に携わった元警察官の言動等に対して報復し、ひいては警察に甲會の威力を見せ付けるために企てられた犯行とみられ、法秩序に対する挑戦ともいえる面もあり、反社会性の強さは各事件の中でも突出している。

看護師事件については、女性である被害者の背後からいきなり側頭頸部等を刃物で切り付ける凶悪で卑劣なものである。被害者は一時は生命の危機に瀕し、現在も通常の社会生活を送ることに支障を来すなど、被害結果も重い。甲會の頂点に立つA1の担当看護師であった被害者に対し、手術・施術後の患部の状態が芳しくないことやそれを巡っての被害者の対応などに腹を立て制裁に及んだものとみられるが、治療経過や被害者の対応いかににかかわらず、このような報復がいささかなりとも正当化されるものではない。

歯科医師事件についても、その犯行態様は、刃物を被害者の身体の枢要部目掛けて強い力で多数回突き刺すなどした危険なものである。被害者は、直ちに講じられた救急措置により一命をとりとめたとはいえ、入院加療約14日間及び外来加療約3か月間を要する瀕死の重傷を負っている。被害者は、その後も長期間のリハビリを余儀なくされ、事件から3年以上も経過した現在でも歩行機能が完全に回復せず後遺症に苦しめられている。被害の点では各事件の中でもとりわけ深刻なものがある。本件犯行の首謀者は、地元の漁協にかかわる利権を獲得することを画策し、甲會の意に沿わない漁協関係者の親族である被害者を襲撃することにより、甲會の目論見を押し通そうとしたものとみられ、悪らつ極まりない。

3 各事件における被告人の関与・役割の程度等について

被告人は、元警察官事件及び歯科医師事件において、けん銃を発射し、あるいは刃物で被害者の身体を突き刺すなどの実行行為に及んでいる。看護師事件においては、実行役を犯行現場付近に送迎するなど補助的な役割ではあったが、犯行の実現

に必要不可欠な役割を果たしている。3度にわたって組織的殺人未遂に関与し、そのうち2件は実行行為に手を染めていることについては、格別厳しい非難を免れない。

他方、各犯行に際しての被告人の殺意は既に判示したとおりのもので、殺意の程度としては強固なものではなかった。また、被告人は、下位者は上位者の指示命令に従うべきものとされる甲會の厳格な統制の下、上位者の指示に従って各犯行に関与したもので、各犯行の目的や犯行計画の全体像については何も知らされていなかった。もとより、そのような組織に身を置き、上位者の命令に対して唯々として従った被告人の刑事責任を軽く見ることはできないが、主体的に各犯行を企て、あるいは犯行の目的や全体像を知りつつそれを推し進めた者とは、非難の度合いにおいて異なるものがある。

また、一般情状については、被告人は、各事件に関与したこと、特に、元警察官事件及び歯科医師事件の実行行為を担ったという重要な点について事実を認めており、犯行に関わった状況等について詳細に供述するなどして事案解明に寄与している。被告人は長年甲會に所属していたものの前科前歴はなく、本件を機に甲會から離脱した。被告人の内妻が出廷して、被告人が社会復帰した場合にはその更生に協力する旨述べている。これらは被告人のために酌むべき事情である。

4 量刑判断

被告人は、組織性・計画性が極めて高く、けん銃を用いるなど態様も凶悪な組織的殺人未遂3件に関与し、そのうち2件では実行行為に及んだものであり、これまで我が国で有罪判決を受けた組織的殺人未遂事案と比しても突出してその刑事責任が重い。検察官が無期懲役を求刑したのも、こうした無類の悪質性・重大性を重視したものと考えられる。

ただ他方で、被告人には強固な殺意があったとは認められず、結果としても幸いにして人の生命が奪われる事態には至っていない。看護師事件での被告人の関与は重要な役割であったとはいえ補助的なものに留まる。共犯者間（組織内）での被告

人の立場は従属的であり，主体的に犯行を企てたわけではない。こうした重要な犯情を考慮し，かつ同種事案の量刑分布のほか，組織的殺人罪，殺人罪，殺人未遂罪等の隣接する犯罪類型の量刑傾向をも参酌すると，被告人に対して無期懲役刑を選択することは重きに失し，有期懲役刑をもって償わせるべきである。ただし，本件事案の重大性からして，それに相当する刑期は，処断刑の上限である懲役30年を下らないものと判断した。

よって，主文のとおり判決する。

(求刑・無期懲役)

平成29年12月22日

福岡地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 丸 田 頭

裁判官 岩 田 淳 之

裁判官 中 山 さほ子

